

この投稿は、学会の見解を示すものではなく個人の責任においてなされたものです。
一切の責任は、投稿者本人に帰するものとします。

2009.08.04

食品安全委員会の委員長人事案否決について

窪田葉子

食品安全委員会の委員に関する国会同意人事で、2009年6月30日で任期満了となる三上彪委員長の後任として政府から提案された吉川泰弘氏（東京大学大学院農学生命科学研究科教授）の人事案が参議院で否決されました。

各種の報道資料によれば、米国産牛肉の輸入再開に道を開いた食品安全委員会による「米国産牛肉のBSEに係る食品健康影響評価」において、吉川氏がプリオン専門調査会座長としてその評価結果をとりまとめたことが反対理由とされています。

ところで、この評価結果とはどういうものだったのでしょうか？

2005年5月24日に厚生労働大臣及び農林水産大臣から食品安全委員会委員長に諮問があり、平成17年(2005年)12月8日に答申されたものです。食品安全委員会は、検討を開始するにあたって食品安全委員会（リスク評価機関）と厚生労働省、農林水産省（リスク管理機関）の関係について、「リスク評価機関は、人の健康に及ぼす影響を科学的に評価するものであり、リスク管理機関は、その評価結果を踏まえて総合判断して管理措置を決定するものであって、評価機関に責任を転嫁してはならない。」と明確にしたうえで審議しました。この間、平成17年11月2日～平成17年11月29日に審議結果案を公表して広く社会の意見の募集をおこない、その内容と回答も公表しました。

出された主な結論は以下のとおりです。

- 1) 米国・カナダに関するデータの質・量ともに不明点が多く、管理措置の遵守を前提に評価しなければならなかったため、科学的同等性を厳密に評価するのは困難
- 2) 輸出プログラムが遵守されたと仮定した場合、米国・カナダ産牛肉等と国内産牛肉等のリスクの差は非常に小さい。これらの前提の確認はリスク管理機関の責任であり、前提が守られなければ、評価結果は異なったものになる。
- 3) 輸入が再開された場合、管理機関による輸出プログラムの実効性と遵守状況の検証が必要で、リスク管理機関は国民に報告する義務を負うものとする。

また、結論への付帯事項として以下が示されています。

- 1) リスク評価機関とリスク管理機関の責務の明確化：リスク管理機関が判断し、施策を実行する場合は、国民に十分な説明を行い、プログラム遵守の確保の責任を負うものである。
- 2) 輸出プログラム遵守を前提に評価：日本向け輸出プログラムが遵守されない場合は、今回の評価結果は成立しない。
- 3) S R M（特定危険部位）の除去の実効性担保：せき髄片の牛肉等への混入は、その確率は低くとも、起きた場合にはリスクの要因になり得るため、せき髄除去の監視体制の強化を図る必要がある。
- 4) サーベイランスの拡大継続：汚染状況を正確に把握し、適切な管理対応を行うためには、

健康な畜牛を含む十分なサーベイランスが必要である。

5) 飼料規制の強化：SRM の利用の禁止が必須であり、牛飼料への禁止のみならず、交差汚染の可能性のある、他の動物の飼料への利用も禁止する必要がある。

6) 輸出プログラム遵守のためのシステム構築の確立と確認：リスク管理機関は、リスク低減措置が適切に実施されることが保証されるシステム構築を行う必要がある。管理措置の遵守が十分でない場合、一旦輸入を停止することも必要である。

この答申後、厚生労働省と農林水産省は、2005年12月12日に「米国産牛肉等の輸入再開に当たって」と題する以下の発表を行って輸入を再開しました。

「厚生労働省及び農林水産省は、去る8日の食品安全委員会の答申を踏まえ、米国産牛肉の輸入再開について米国政府と協議してまいりましたが、本日、その輸入条件について米国政府と合意しました。厚生労働省及び農林水産省は、これを踏まえ、下記のとおり必要な措置を講じ、国民の皆様の食の安全・安心の確保に万全を期してまいります。

また、カナダ産牛肉についても、その輸入条件について、本日、カナダ政府と合意しましたので、米国産牛肉と同様の措置を講じてまいります。」

この発表では、前提としたリスク管理措置の責任が厚生労働省と農林水産省にあること、食品安全委員会ではリスク管理措置の確実な内容と内容強化を求めていること、輸入再開可否の判断は厚生労働省と農林水産省によることなどが隠れ、輸入再開を決めたのが食品安全委員会であって、厚生労働省と農林水産省はその指示に基づいて米国、カナダと交渉しただけのようにも受け取れます。

ここで、人事案を否決する理由としては候補者が以下に該当する場合と考えられます。今回の場合、参議院のホームページにこの件について詳細な記載がなく、否認した理由が公開されていませんが、まさか1)や2)が該当することはないでしょうから、報道資料にある「プリオン専門調査会座長としてその評価結果をとりまとめたこと」が残り2つうちどちらかに該当したのでしょうか？

- 1) 禁治産者
- 2) 人格上、問題がある場合
- 3) 能力上、問題がある場合
- 4) 見解の相違（政策等に関連する場合のみ）

まず能力に関してですが、評価結果に不備があって能力に問題があると判断されたのであれば、どこが不備と判断された可能性があるのでしょうか？

評価結果自体の問題

評価結果の要点は、科学的同等性を厳密に評価するのは困難、輸出プログラムが遵守されたと仮定した場合米国・カナダ産牛肉等と国内産牛肉等のリスクの差は非常に小さい、これらの前提の確認はリスク管理機関の責任であるの3つです。

厳密な評価が困難であるとしたことか、厳密な評価が困難であるにもかかわらずリスクの差は非常に小さいとしたことのどちらかが問題にされたのでしょうか？

または前提条件の遵守が困難であることを知りながらその前提の下でのリスク評価を行った

として問題にされているのでしょうか？

もしくは「科学的知見に基づき、科学的にリスク評価した」ということ自体を否定しているのでしょうか？その場合、この評価結果を否定するのであれば、評価結果をまとめた座長だけでなく、答申を出した食品安全委員会の能力についても否定したことになります。

輸入再開のお墨付きになったことが問題

この評価結果の答申がいわゆる「輸入再開のお墨付きになった」とされています。しかし実際の答申はあくまで「リスク管理機関たる農林水産省、厚生労働省から提示された前提をもとに検討した結果、いくつかの条件が遵守される場合にはリスクの差は小さい」というもので、前提や条件の遵守等の管理措置や判断についてはリスク管理機関の責任である旨、再三明記しています。

しかしリスク管理機関の発表は「食品安全委員会が認めたから輸入再開する」と国民に受け止められがちでした。この条件の違反が発覚した際にも、遵守させられなかったリスク管理機関の責任より、遵守されるという前提が間違っていることを見抜けなかった食品安全委員会の責任として問題にする風潮があったように思います。

前提条件を明記したにもかかわらず、その条件が軽視された形でお墨付きに使われてもリスク評価機関の責任となるのでしょうか？

リスク管理機関の責任を強調していることが問題

逆に管理機関と評価機関の責任の明確化や、総合判断をおこなう管理機関の責任を答申に再三記載したことが、問題にされたのでしょうか？

科学的知見に基づく評価をリスク評価機関の責任範囲として明確にするという原則を明確にしたことが、食品安全委員会の「責任回避」と受け止められたということでしょうか。

最後に見解の相違についてですが、科学的な評価自体は政策や見解の相違によって影響すべきではなく、従ってリスク評価機関である食品安全委員会は、本来こうしたこととは関係しないはずです。

仮にリスク管理機関であったとすれば、リスク管理機関は科学的な評価以外の政策的・社会的な判断も加味して総合的な判断をおこなうため、政策や見解の違いによって、それに合わない場合に排除するということはありえます。従って、見解の相違によって否定されたとすると、食品安全委員会がリスク管理機関とみなされたと推測されます。

以上から、この国会同意人事案件が否決されたことは次のいずれかを意味するものと考えられます。

- 1) リスク評価が、科学的知見に基づき適正に行われなかったと評価された。
- 2) ある前提条件の下でのリスク評価を諮問され答申したことに対し、その条件を受け入れたことを問題にされた。
- 3) リスク管理機関たる農林水産省、厚生労働省の責任範囲（条件遵守、輸入再開の判断など）について、食品安全委員会の責任とされた

4) 食品安全委員会がリスク管理機関であると誤解された。

これは食品安全委員会にとって非常に大きな問題です。6月30日に日本学術会議会長が「食品安全のための科学」に関する会長談話 <http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-21-d4.pdf> を発表して参議院の対応の根底に存在する「重大な誤解」を指摘し、7月1日の食品安全委員会後の記者会見において小泉新委員長が「リスク評価の独立性と中立性に関する食品安全委員会委員長談話 http://www.fsc.go.jp/sonota/iinchodanwa_210701.pdf」を発表していますが、いずれも「国民の皆様のご理解とご支援をお願いしたい」という内容です。

しかし、「科学的知見に基づきリスク評価を適正におこなっている」ことに対して国民の皆様の理解と支援を求めるだけでなく、直接当事者たる参議院や内閣府、農林水産省、厚生労働省に対して、リスク評価機関としての食品安全委員会の見解を明確にしていくべきではないでしょうか？

つまり、重大な誤解があったと想定される参議院に対して否決理由の公開を求め、これに対する見解を参議院のみならず社会に明示して事柄の是非を明確にすべきではないでしょうか？

また、このような誤解の原因となったリスク管理機関たる農林水産省と厚生労働省に対して、「食品安全委員会が科学的知見に基づくリスク評価を行うリスク評価機関であること、リスク管理機関はリスク評価機関に責任を転嫁してはならないだけでなく、食品安全委員会がリスク管理機関であるとの誤解を招くことはしない」ということを要請し、それぞれの責務の違いをより明確に社会に明示していくべきではないでしょうか？

さもないと、科学的知見に基づくリスク評価を行うということの理解が進まず、ある条件下での科学的判断を求められてそれに答申するとその条件の内容ばかりでなく遵守状況についての責任までいつの間にか負うことになるような曖昧な立場を認めることになってしまい、日本社会に大きな禍根を残しかねないことを危惧します。